

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針変更案に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名) NPO 法人 国際環境政策研究所 理事長 小杉 隆
[住所]	千代田区永田町 2-9-8-701
[電話番号]	03-3504-9030
[FAX番号]	03-6268-8539
[電子メールアドレス]	info@iriep.org
[意見]	<p>・ 該当箇所 (どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>基本方針で定める「使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関する目標」について、「平成27年度までに、一年当たり14万トン」とあるところを「平成30年度までに、一年あたり14万トン」と改める。</li></ul> <p>・ 意見内容</p> <p>目標が達成できなかった背景には、特定対象品目を優先したことが大きいと思いますので、今後は制度対象品目へ拡大させる必要があると思います。そのためには、市町村が設置している回収ボックスの大きさや消費者が持ち込める場所を増やすなどのインフラ面の強化が必要と考えます。宣伝チラシも制度対象品目を多く載せることが必要と思います。</p> <p>それと、衆参それぞれの附帯決議にある、「3. 地域に根付いた回収業者の有効活用を図るなど、安定的かつ効率的なリサイクルシステムの構築に資する諸施策を充実すること」を踏まえ、認定事業者以外の事業者等の活用を図るべきです。柔軟な対応は消費者にとってプラスになります。</p> <p>ただ、目標達成に懐疑的な見方をすると、昨年12月に開かれた委員会では、人口ベースでの制度参加率は9割を超えていると発表(資料2のスライド6)もあり、既に9割を超えていながら達成できていないことを考えると、残り1割の参加または一人当たりの排出を倍等にすることができるのか疑問です。一方で、リサイクルを推奨するあまり、リユースできるものまで廃棄物扱いにしてしまわないように市町村、小売業者、認定事業者等に対する注意喚起が必要です。</p> <p>もう一つ、再資源化量の全体量は発表されていますが、それに加えて、地域別、認定事業者別、品目別(最低でも制度対象品目、特定対象品目)、そしてリユース量も同様にデータを集め、目標達成の実効性を検証すべきです。現在の全体数量だけの公表では、国民はどうなっているのか状況が掴めません。</p> <p>最後に、国の審議会等の議論では、3Rの順番が抜け落ちていることを強く感じています。循環型社会の形成、作り方の順番を改めて、整理する必要があります。Reduce→Reuse→Recycleの順番を遵守し、崩すべきではありません。</p> <p>また、3R以外でも、RepairやRefurbishなど、たくさんの“R”がありますが、物の量など経済的合理性を考えるとRecycleを語る際は、先ずReuseがあるべきと考えます。</p> <p>各種のリサイクル法より、循環型社会形成推進基本法が上位にある中で、優先の順番をチェックができていないことは、様々な要因と問題があるのではないのでしょうか。</p>